

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年3月13日認可した。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）七尾新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）河原池水利脇池地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）安井1号地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）福田原上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）代之池地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）田野々旭地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）落合地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）井関大盥地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）田野々上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）内野々砂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）谷下地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）松の本地区